

## 「もったいないてぬぐい」作製基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市もったいない運動市民会議（以下「市民会議」という。）が作製した「もったいないてぬぐい」のデザインを利用し、事業者及び市民団体がてぬぐいを作製する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(作製に係る申請)

第2条 「もったいないてぬぐい」のデザインを利用したてぬぐいを作製しようとする事業者及び市民団体は、てぬぐい作製申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市民会議の会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 作製しようとするてぬぐいに入れる文字デザイン案
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(許可基準)

第3条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、てぬぐいの作製を許可するときは、てぬぐい作製許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 会長は、前条の申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請を許可しないことができる。

- (1) もったいない運動の推進という趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 市民会議の事業又は市民会議の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) その他、会長が不相当と認める場合

(作製上の遵守事項)

第4条 前条第1項のてぬぐいの作製の許可を受けた者（以下「作製者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 変更ができる場所は、原則として「名称部分」の文字デザインのみとする。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用をしてはならない。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 作製したてぬぐいを商標登録してはならない。

(許可の取消)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は作製許可を取り消し、作製者に対し頒布したてぬぐいの回収等を求めることができる。

- (1) 作製者がこの基準に違反した場合
- (2) 第2条第1項の申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当した場合
- (4) その他てぬぐいの作製及び使用等が不相当であると会長が認めた場合

2 前項の取消しにより生じた損害は作製者の負担とする。

(デザイン使用料)

第6条 「もったいないてぬぐい」のデザイン使用料は無料とする。

(事故、係争等の処理)

第7条 作製者が作製したてぬぐいに起因する苦情及び事故について市民会議及び会長は一切の責任を負わない。

2 作製者は、てぬぐいの作製、使用及び頒布に際し、第三者との係争等が生じた場合には直ちに市民会議に報告するとともに、具体的な措置等については予め会長と協議して決定するものとする。

(補足)

第8条 この基準に定めるもののほか、「もったいないてぬぐい」のデザインを利用したてぬぐいの作製に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この基準は平成25年4月1日から施行する。

## 「名称部分」



【名称部分】

各社名等に変更可能

【もったいないてぬぐい】